

事 案	法定の構造設備を使用するとき（政令市もしくは中核市において、増床に係る開設もしくは一部変更許可を行った場合）
根拠法令	医療法第 2 7 条 ※ 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。
提出期限	事前 ※ 病院の開設者から使用前検査の申出があったときは、特別の事情がない限りその申出を受けた日から 1 0 日以内に検査を行わなければならない。（医療法施行規則 第 2 3 条）
提出窓口	保健所設置市の所轄保健所
添付書類	1 平面図 2 エックス線関係図面（エックス線装置に係る申請の場合。①管理区域を明示した隣接部の平面図〔上下階含む〕 ②使用室の詳細図〔平面図、断面図〕） 3 建築基準法の検査済証の写し（対象の場合。開設者の原本照合済みのもの） 4 高周波利用設備許可書の写し（MR I を使用する場合。電波法第 1 0 0 条に基づく、近畿総合通信局からの許可書。開設者の原本照合済みのもの）
提出部数	3 部
手数料	4 3, 0 0 0 円（大阪府衛生行政事務手数料条例 第 7 条）

- ・ 本様式の審査要領については、「病院構造設備使用許可申請書（様式 2）」と同じ。（同様式の審査要領を参照）